

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等  
..... (総務局情報通信企画部企画課) ... 一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞  
..... (都市整備局住宅政策推進部不動産課) ... 一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示 (二件)  
..... (同) ... 一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
..... (都市整備局市街地整備部再開発課) ... 二
- 建築基準法による意見の聴取  
..... (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課) ... 二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定  
..... (環境局環境改善部化学物質対策課) ... 三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除  
..... (同) ... 四
- 保安林の指定解除 (産業労働局農林水産部森林課) ... 五
- 森林法第百八十九条の掲示  
..... (同) ... 五
- 都道の区域変更 (五件)  
..... (建設局道路管理部路政課) ... 五

### 公告

○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....

## 告示

- ..... (生活文化局都民生活部地域活動推進課) ... 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (同) ... 三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件)  
..... (産業労働局商工部地域産業振興課) ... 四

### 東京都告示第百四十号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成十六年東京都規則第三百一号) 第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成十六年東京都条例第百四十七号) を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛添 要 一

根拠となる条例等の名称	条項	電子化開始日	対象手続等
消防法施行規則 (昭和三十六年自治省令第六号)	第三条第十一項	平成二十八年二月八日	自衛消防訓練の消防機関への通報

### 東京都告示第百四十一号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 日時 平成二十八年二月二十五日 午後三時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ウィル・ビー
- (二) 代表者氏名 代表取締役 川端 美穂
- (三) 主たる事務所の所在地 世田谷区池尻三丁目三番二十二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七九二〇七号
- (五) 免許年月日 平成二十七年十二月一日

### 東京都告示第百四十二号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛添 要 一

- 商号 代表者氏名 主たる事務所 免許証番号 免許年月日
- 東京都市 代表取締役 品川区東五 東京都知事 平成二
- 開発株式 酒井 芳征 反田五丁目 (9) 第四二四 十四年

会社 二十七番六 二九号 十二月  
号第一五反 三日  
田ビル七階

株式会社 代表取締役 中央区日本 東京都知事 平成二  
シエラ 東山 明 橋馬喰町一 (2)第八六六 十三年  
丁目十二番 一六号 十月二  
二号TAK 十日  
馬喰町八階

●東京都告示第四百四十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 商 号 東関ハウジング株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 松本 勇氣
- 三 主たる事務 中央区日本橋横山町一番四一三〇二号  
所の所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第九六四九八号
- 五 免許年月日 平成二十六年四月十一日

●東京都告示第四百四十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年三月十八日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目の各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿五丁目二番六号

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年三月十八日

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都告示第四百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時

平成二十八年二月十六日(火曜日) 午前十時から

二 公聴会を行う場所

あきる野市 北伊奈会館  
あきる野市伊奈四百十二番十一

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第二係(東京都青梅合同庁舎三階)  
青梅市河辺町六丁目四番一号  
電話〇四二八(二三)三三三五

四 公聴会を行う理由	次の建築許可をするため
建築主住 所氏名	新宿区西新宿二丁目八番一 東京都知事 舛 添 要 一
建築敷地	あきる野市伊奈字松岩寺前四百六十六番三 ほか
地域地区	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種高度地区、第二種高度地区、市街化調整区域及び準防火地域
工事種別	既存建築物の概要 申請の概要
敷地面積	約二、七二五平方メートル
建築面積	約六三二平方メートル
延べ面積	約一九四平方メートル
構造及び階数	約一、二二三平方メートル
高さ	約三三〇平方メートル
高さ	約一九・九〇メートル
高さ	約六・九五メートル
敷地面積	増減なし
建築面積	約一九四平方メートル
延べ面積	約三三〇平方メートル
構造及び階数	鉄筋コンクリート造 鉄骨造ほか
高さ	地上三階ほか
高さ	地上二階ほか
高さ	地上二階ほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

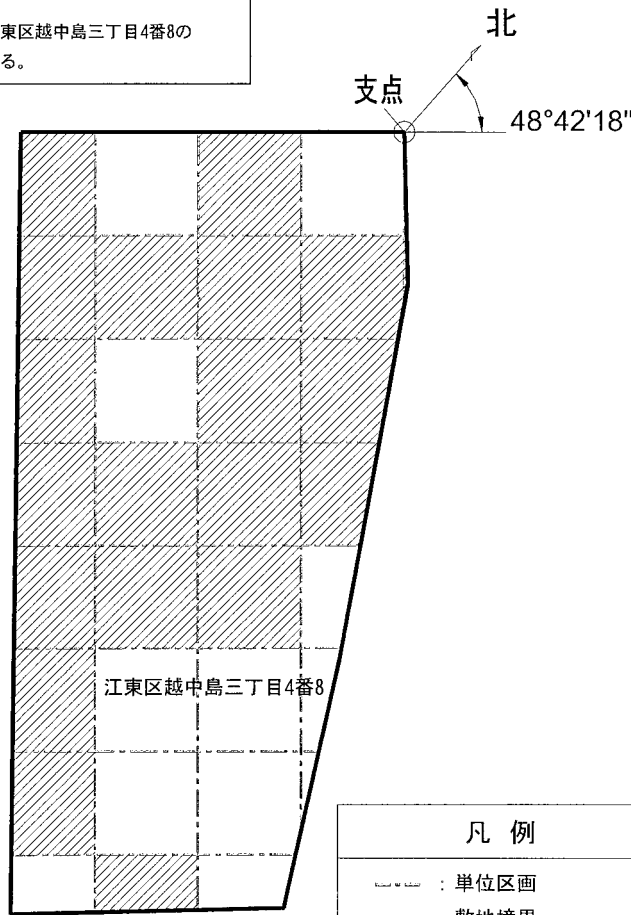
平成二十八年二月八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区越中島三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【支点】  
支点は、江東区越中島三丁目4番8の最北端とする。



凡 例

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（48度42分18秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一  
条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千四百  
七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同  
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、  
次のとおり告示する。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

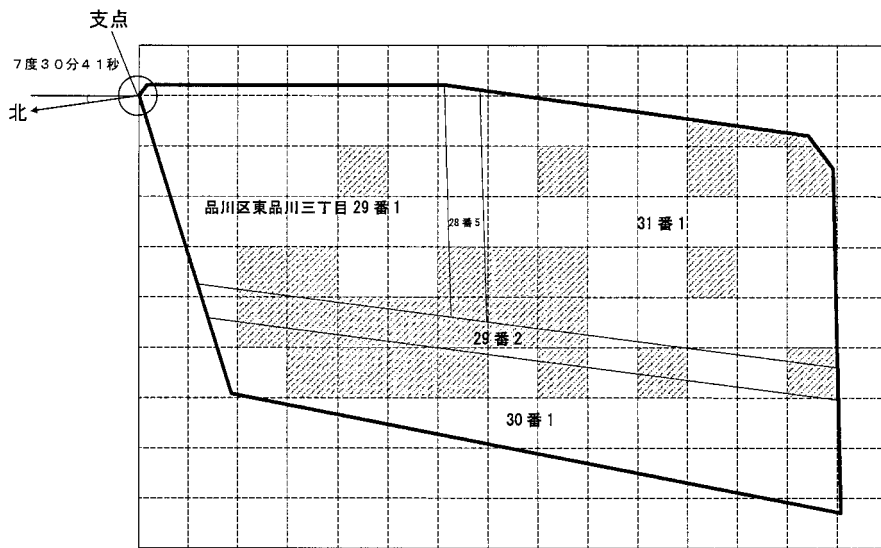
一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東品川三  
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びそ  
の化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びそ  
の化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 隣境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、品川区東品川三丁目  
29番1の最北端とする。

【格子の回転角度（7度30分41秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線  
並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されて  
いる格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 解除に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町中之郷三〇三六番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

無線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

所在が不明な通知の相手方

揭示場所

あきる野市入野字樽向一一四一番

森田隆夫

あきる野市役所

町田市小野路町字馬場八五〇番二、八五二番、同町字宿九一四番、九一五番

小宮清美

町田市役所

西多摩郡奥多摩町日原字巳ノ戸九八一番

岡部光男

奥多摩町役場

西多摩郡奥多摩町留浦字地郡一六一三番イ及び

吉野ハルノ

西多摩郡奥多摩町留浦字地郡一六一五番イ

清水正夫

二 通知の要旨

（一）

一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

（二）

変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千八百三号のとおり。

●東京都告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十八年二月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名

練馬所沢

二 変更の区間

練馬区石神井町八丁目千六百三十三番七十五地内から同区東大泉二丁目九百八十二番二地内まで

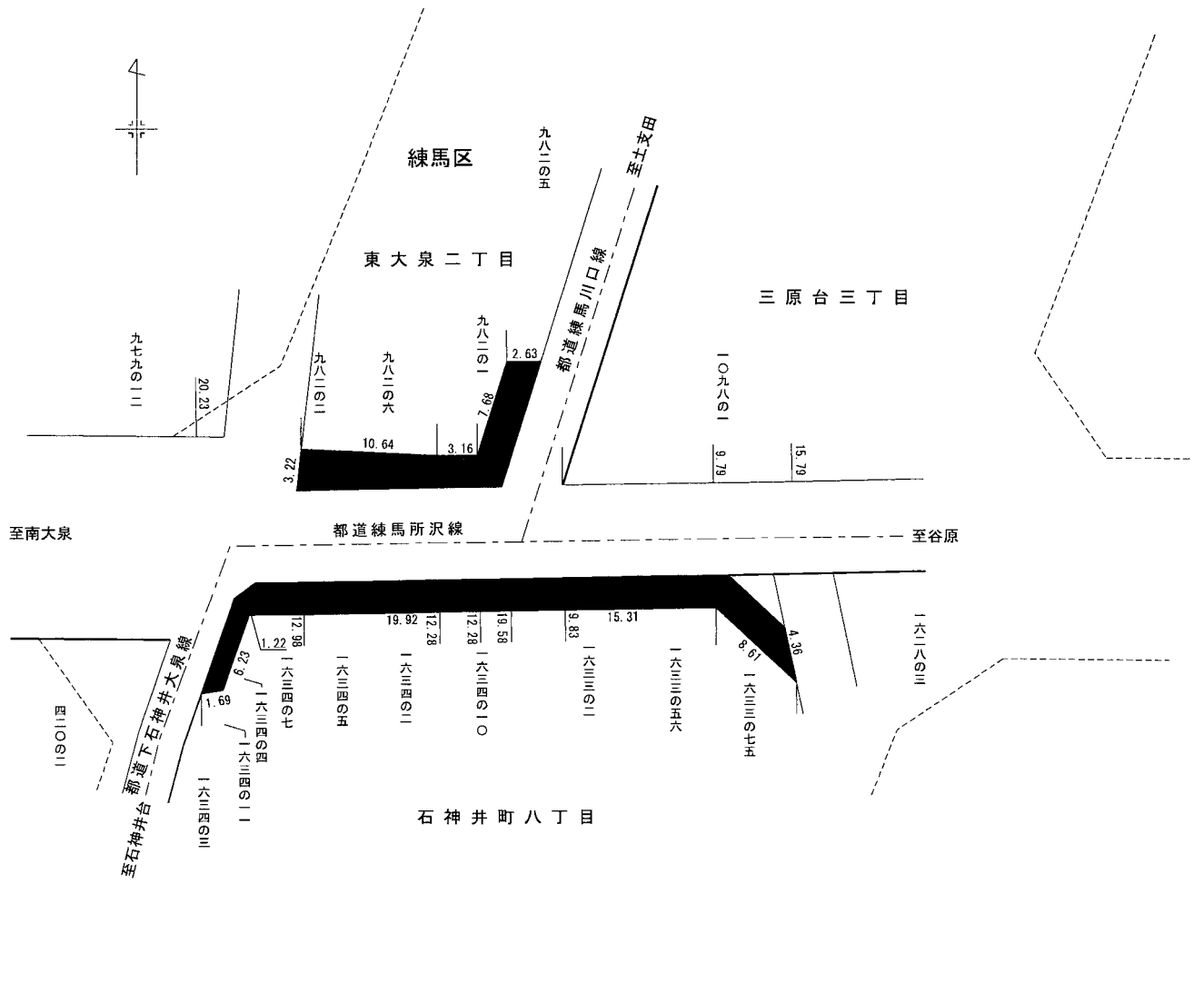
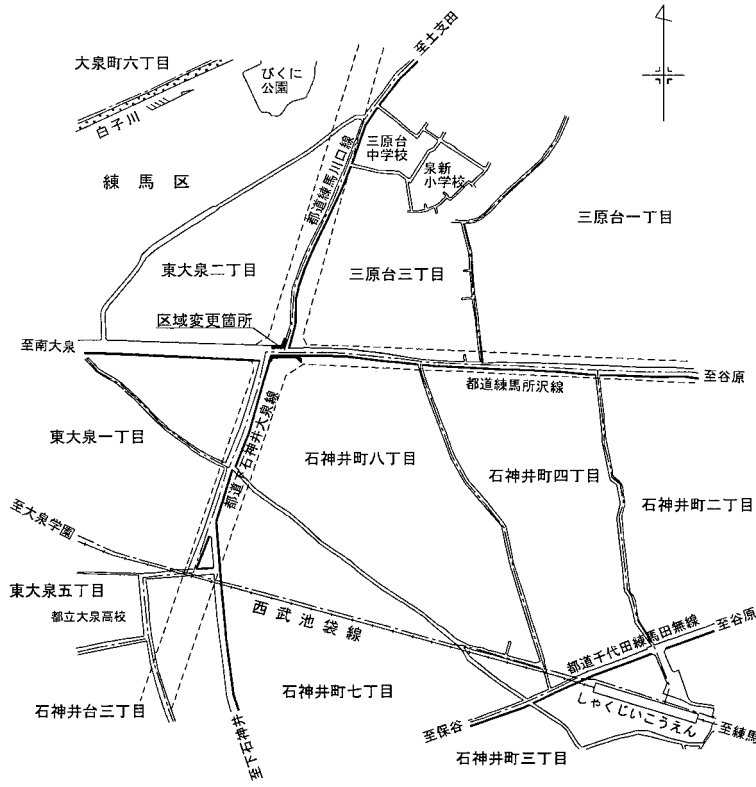
三 変更の概要

別図表示のとおり

別図

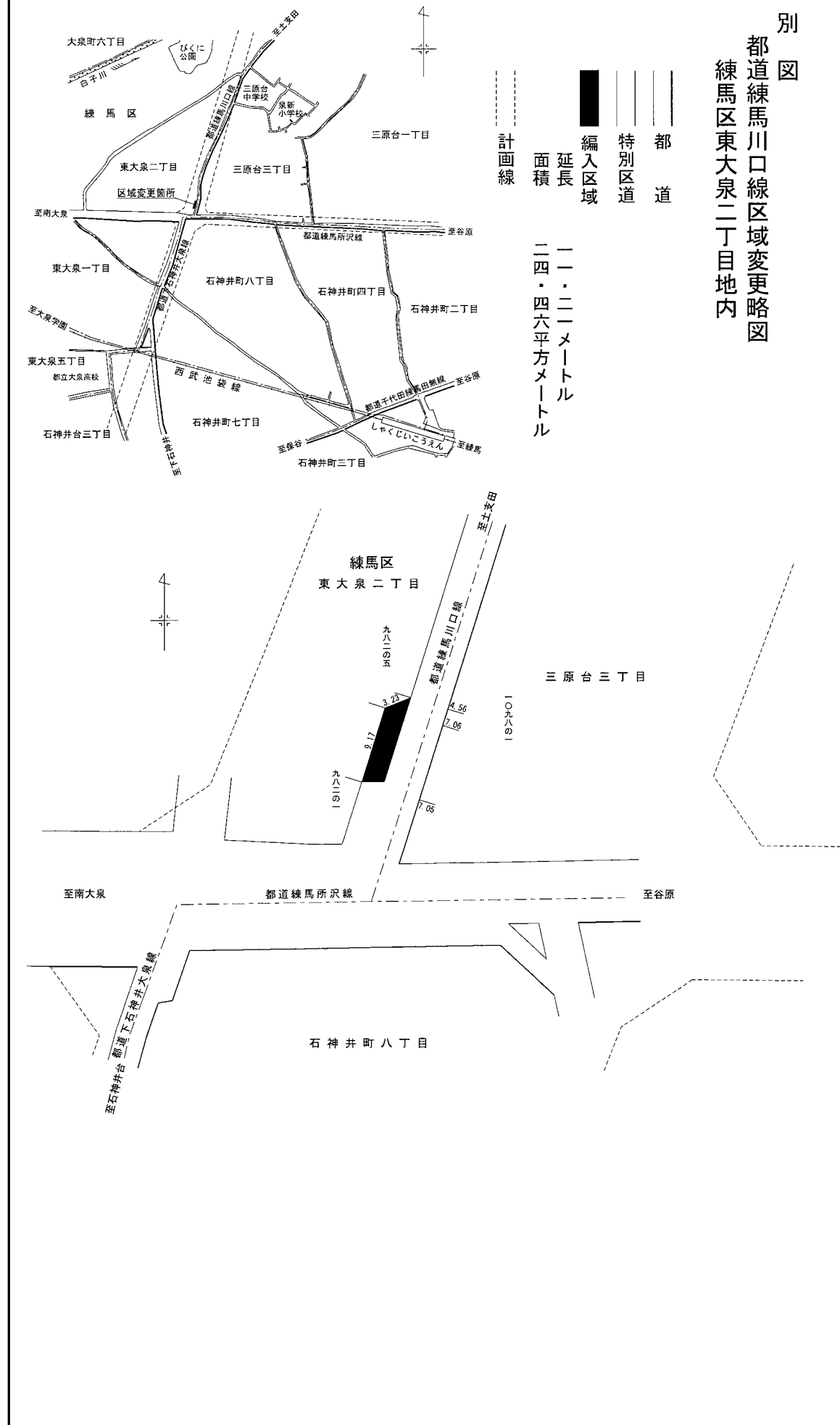
都道練馬所沢線区域変更略図  
練馬区石神井町八丁目〜東大泉二丁目

計画線  
 延長 四六・〇七メートル  
 面積 一八六・一一平方メートル  
 編入区域  
 特別区道  
 都道



別 図  
 都道練馬川口線区域変更略図  
 練馬区東大泉二丁目地内

●東京都告示第百五十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。



その関係図面は、平成二十八年二月八日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年二月八日  
 東京都知事 外 添 要 一

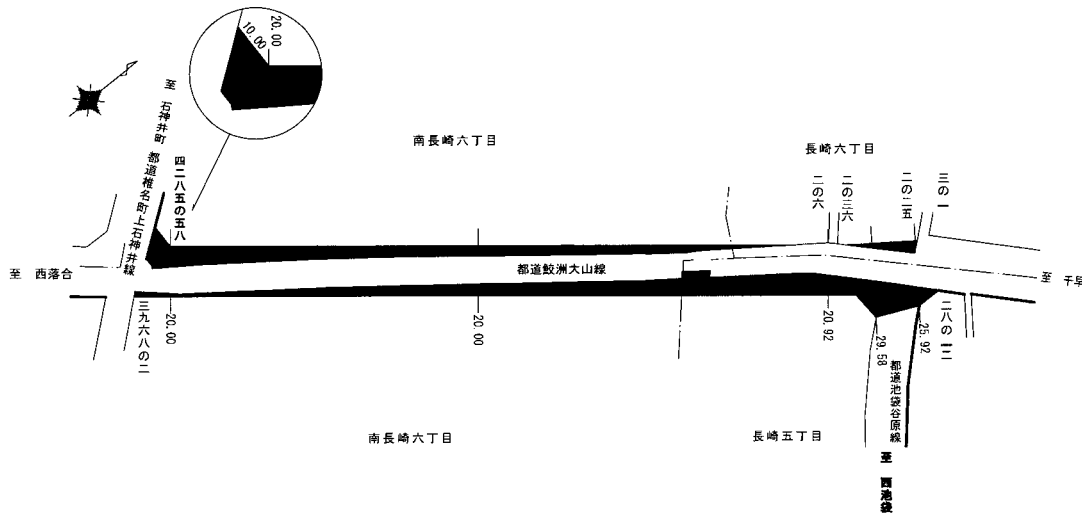
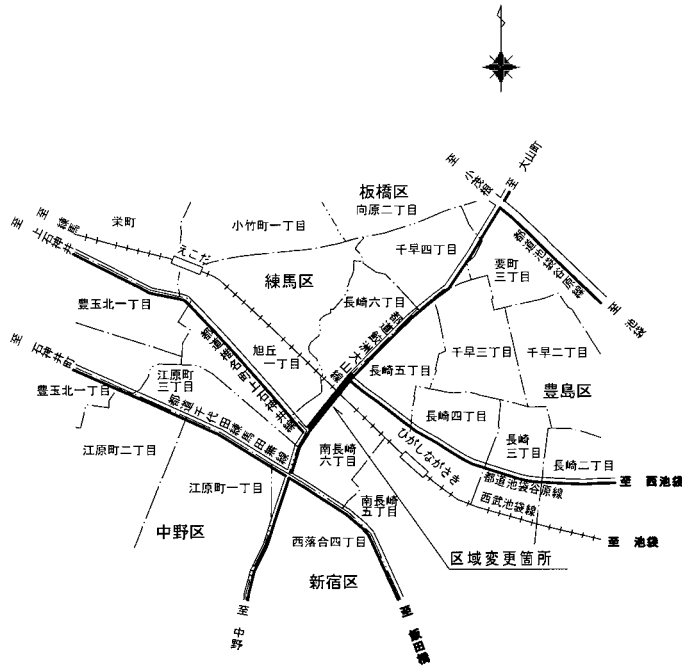
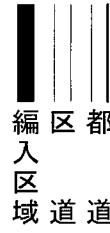
- 一 路線名 練馬川口
- 二 変更の区間 練馬区東大泉二丁目九百八十二番一地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図

豊島区南長崎六丁目と長崎五丁目

延長 三一九・〇メートル  
面積 二、九二〇・七八平方メートル



●東京都告示第百五十二号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年二月八日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年二月八日  
東京都知事 舩添 要一  
一 路線名 鮫洲大山  
二 変更の区間 豊島区南長崎六丁目四千二百八十五番五

三 変更の概要

十八地内から同区长崎五丁目二十八番十  
二地先まで  
別図表示のとおり



別図

都道立川昭島線区域変更略図  
昭島市福島町字砂川道下〜中神町字東武蔵野

●東京都告示第百五十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年二月八日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年二月八日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 立川昭島  
二 変更の区間 昭島市福島町字砂川道下千九十八番十地

三 変更の概要

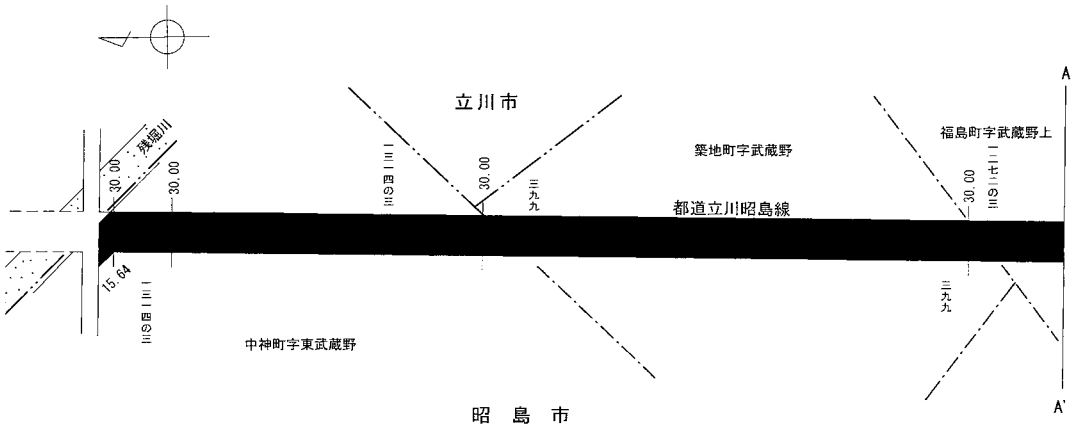
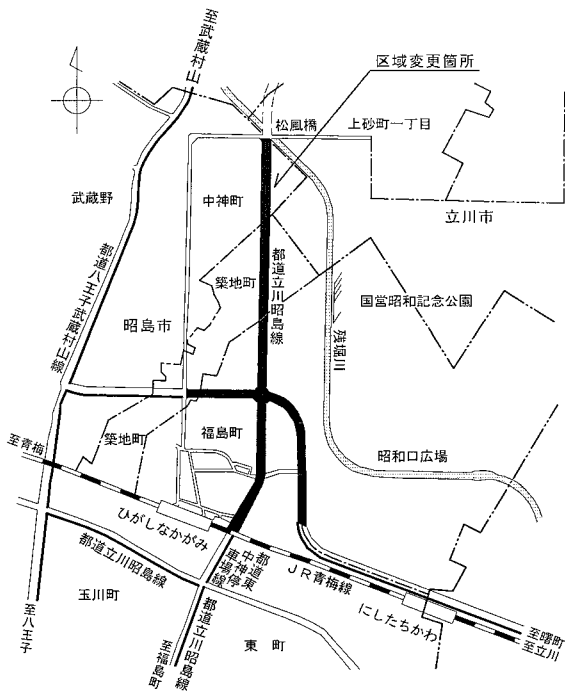
内から同市中神町字東武蔵野千三百十四番三地内まで  
別図表示のとおり

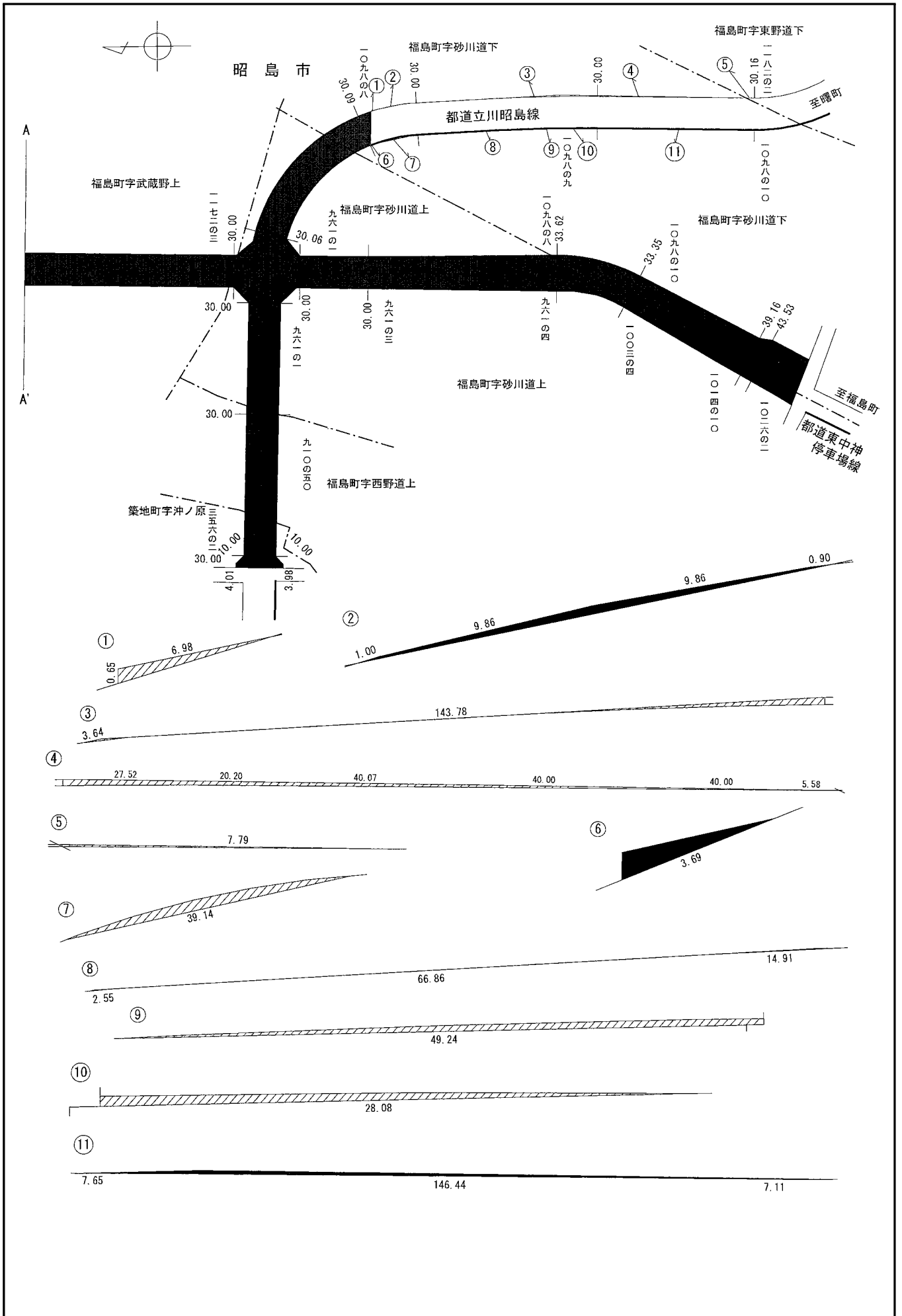


延長 二、一八七・九九メートル  
面積 五九、二〇四・六三平方メートル

廃止区域  
延長 三六〇・一一メートル  
面積 二〇三・九三平方メートル

計画線





別図

都道東村山東久留米線区域変更略図  
東久留米市柳窪五丁目～下里四丁目

延長 六四・六九メートル  
面積 一九二・六四平方メートル

都道  
市道  
編入区域

●東京都告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年二月八日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

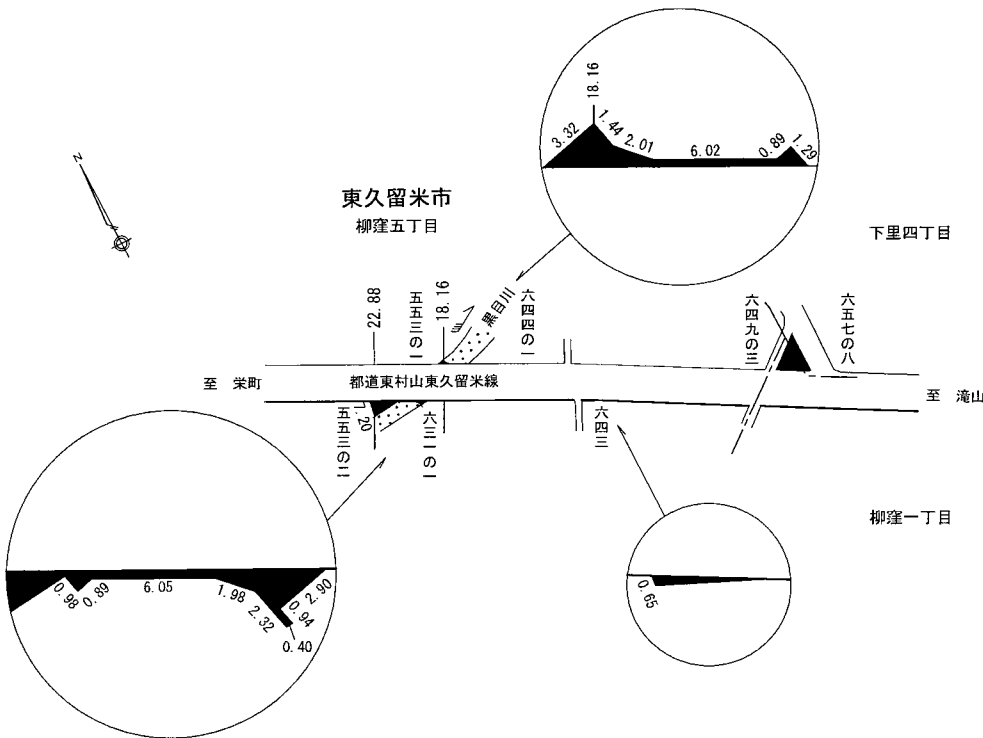
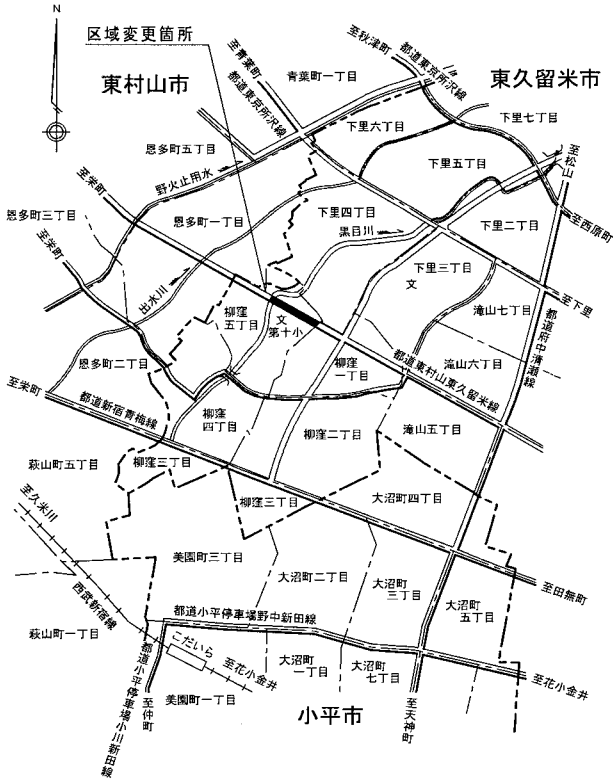
平成二十八年二月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 東村山東久留米  
二 変更の区間 東久留米市柳窪五丁目五百五十三番二地

三 変更の概要

先から同市下里四丁目六百五十七番八地  
先まで  
別図表示のとおり



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本子守唄協会
- 三 代表者の氏名  
西館 好子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都台東区柳橋一丁目一番十五号 浅草橋産業会館三〇二号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は全国各地の子守唄の情報・楽曲収集、系統だった資料の作成、子守唄に関連する活動を行っている団体との文化交流、子守唄に関わる催し物の企画・開催、会報誌の発行、子守唄の普及啓発を主たる活動とし、幼児から高齢者に至るまで広く国民に対し、これらの活動

を通じて、青少年の健全な育成や高齢者の生涯教育、無形の文化財の保存、福祉活動への協力に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人カビ相談センター
- 三 代表者の氏名  
高鳥 浩介
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都大田区雪谷大塚町十三番一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は社会のすべての構成員が、カビによる様々な問題を認識し理解するため、国民生活、産業活動を見直し、中立かつ公正な立場を保持しつつ、市民、企業および行政とのパートナーシップの形成に努め、保健医療、福祉および環境の保全を図る活動を推進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人フローレンス
- 三 代表者の氏名  
駒崎 弘樹
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区飯田橋三丁目三番七号

五 定款に記載された目的  
この法人は、活動地域の働く母親・父親たちに対して、地域社会を核にした新しい子育てモデルに基づく、保育及び子育てに関する事業、並びに災害等により学習の機会に恵まれない状況に置かれた人たちに対する学習支援事業を行い、地域の子育て環境及び学習環境の向上、次世代の子育てについての啓発、またこれによる地域社会の活性化及び住みよいまちづくりを寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
- 三 代表者の氏名  
藤田 徹
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都豊島区東池袋一丁目四十四番三号 池袋ISPタマビル
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、或いはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的としています。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日

<p>平成二十七年十一月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たすけ愛</p> <p>三 代表者の氏名 谷津 春二</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市明神町四丁目一番二号 ストック八王子二〇六</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者、高齢者、要介護者などの、社会的にハンディのある市民に対して、ドライブや旅行、買い物、通院、映画、観劇、演芸等観たい要望に応じて気軽に家庭や施設から外出できるように外出の支援サービスや障害者や高齢者、要介護者を抱える家庭への介護予防指導や知識の普及、家庭内の要望に応じてお使いやお掃除などの支援サービスを行う、又、広く一般市民を対象にして、介護予防運動指導、ヘルパーの能力開発や養成を図り、合わせて雇用の機会を支援する。更に居宅介護支援に関する事業を行い、障害者や高齢者並びに要介護者が充実した社会生活を送れるように支援し、並びに、本人や家族への助言と援助及び知識の普及に努め、さまざまな障壁をなくすよう広く社会に啓発し地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が</p>	<p>あつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年二月八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワンコレクション</p> <p>三 代表者の氏名 道躰 雄一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝三丁目三十四番一―一九一〇号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子供の心を豊かに育むためのプログラムを提供する事業を行い、子供の健全育成を図り、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>この法人は、児童養護施設等で暮らすなど、家族からの援助が受けられない厳しい状況下でありながら、困難にめげず志をもって大学等に進学する学生のために、住居、食事、相談支援、その他必要とされるさまざまな援助を提供する。学生支援ハウスを設立・運営し、学生を入居させることによって、学生が暮らしの安定・安心・安全を得て卒業をめざすことができるよう、地域社会その他の多くの人々の協力のもとに多様な活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スポーツカントリーアンビスタ</p> <p>三 代表者の氏名 石尾 潤</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都荒川区荒川五丁目四十九番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、人々が安全な環境で適切な指導のもとスポーツを楽しむ、心身の健康と成長を得ると同時に、スポーツを通じた人との絆を得る機会を提供し続けることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十二月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフット</p>
<p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学生支援ハウスようこそ</p> <p>三 代表者の氏名 庄司 洋子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区王子本町一丁目二十五番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的</p>	<p>この法人は、児童養護施設等で暮らすなど、家族からの援助が受けられない厳しい状況下でありながら、困難にめげず志をもって大学等に進学する学生のために、住居、食事、相談支援、その他必要とされるさまざまな援助を提供する。学生支援ハウスを設立・運営し、学生を入居させることによって、学生が暮らしの安定・安心・安全を得て卒業をめざすことができるよう、地域社会その他の多くの人々の協力のもとに多様な活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワンコレクション</p> <p>三 代表者の氏名 道躰 雄一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝三丁目三十四番一―一九一〇号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子供の心を豊かに育むためのプログラムを提供する事業を行い、子供の健全育成を図り、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>この法人は、児童養護施設等で暮らすなど、家族からの援助が受けられない厳しい状況下でありながら、困難にめげず志をもって大学等に進学する学生のために、住居、食事、相談支援、その他必要とされるさまざまな援助を提供する。学生支援ハウスを設立・運営し、学生を入居させることによって、学生が暮らしの安定・安心・安全を得て卒業をめざすことができるよう、地域社会その他の多くの人々の協力のもとに多様な活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スポーツカントリーアンビスタ</p> <p>三 代表者の氏名 石尾 潤</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都荒川区荒川五丁目四十九番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、人々が安全な環境で適切な指導のもとスポーツを楽しむ、心身の健康と成長を得ると同時に、スポーツを通じた人との絆を得る機会を提供し続けることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十二月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフット</p>
<p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学生支援ハウスようこそ</p> <p>三 代表者の氏名 庄司 洋子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区王子本町一丁目二十五番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的</p>	<p>この法人は、児童養護施設等で暮らすなど、家族からの援助が受けられない厳しい状況下でありながら、困難にめげず志をもって大学等に進学する学生のために、住居、食事、相談支援、その他必要とされるさまざまな援助を提供する。学生支援ハウスを設立・運営し、学生を入居させることによって、学生が暮らしの安定・安心・安全を得て卒業をめざすことができるよう、地域社会その他の多くの人々の協力のもとに多様な活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワンコレクション</p> <p>三 代表者の氏名 道躰 雄一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝三丁目三十四番一―一九一〇号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子供の心を豊かに育むためのプログラムを提供する事業を行い、子供の健全育成を図り、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>この法人は、児童養護施設等で暮らすなど、家族からの援助が受けられない厳しい状況下でありながら、困難にめげず志をもって大学等に進学する学生のために、住居、食事、相談支援、その他必要とされるさまざまな援助を提供する。学生支援ハウスを設立・運営し、学生を入居させることによって、学生が暮らしの安定・安心・安全を得て卒業をめざすことができるよう、地域社会その他の多くの人々の協力のもとに多様な活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スポーツカントリーアンビスタ</p> <p>三 代表者の氏名 石尾 潤</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都荒川区荒川五丁目四十九番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、人々が安全な環境で適切な指導のもとスポーツを楽しむ、心身の健康と成長を得ると同時に、スポーツを通じた人との絆を得る機会を提供し続けることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成二十七年十二月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフット</p>

ボール連盟

三 代表者の氏名

日野 敦博

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西麻布二丁目二十四番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国内の聴覚障がい者及びその関係者がラグビー競技（以下「本競技」とする）に親しみ、競技力向上と同競技の振興と普及を図り、もって聴覚障がい者とその関係者における生活の質の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年二月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

二子玉川ライズ・ショッピングセンターテラスマーケット

二 店舗所在地

世田谷区玉川一丁目十四番一号

三 設置者名

東京急行電鉄株式会社ほか六名

四 設置者住所

渋谷区南平台町五番六号ほか  
（仮称）二子玉川東第二地区市街地再開発ビル（II-a街区）

五 変更前の店舗名

二子玉川ライズ・ショッピングセンターテラスマーケット

六 変更後の店舗名

世田谷区玉川一丁目五千百番一ほか

七 変更前の店舗所在地

世田谷区玉川一丁目十四番一号

八 変更後の店舗所在地

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ほか未定

九 変更後の小売業者の氏名又は名称

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ほか八名

十 変更後の小売業者の氏名又は名称

平成二十七年四月二十四日

十一 変更日

平成二十七年十二月二十四日

十二 届出日

平成二十八年二月八日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十四 縦覧期間

平成二十八年二月八日から同年六月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年二月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

平成二十八年二月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク

二 店舗所在地

豊島区南池袋一丁目二十八番一号ほか

三 設置者名

株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントほか五名

四 設置者住所

千代田区二番町八番地八ほか

五 変更前の開店時刻

午前八時ほか

六 変更後の開店時刻

西武池袋駅コンコース売場のみ午前五時ほか

七 変更前の閉店時刻

午後十時ほか

八 変更後の閉店時刻

西武池袋駅コンコース売場のみ午後十一時ほか

九 変更日

平成二十八年三月一日

十 届出日

平成二十八年一月二十一日

<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 平成二十八年二月八日から同年六月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十八年二月八日から同年六月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 東小金井国際興業ビル</p> <p>二 店舗所在地 小金井市中町二丁目二十三番二十三号</p> <p>三 設置者名 国際興業株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区八重洲二丁目十番三号</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前九時ほか</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前七時ほか</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時三十分まで</p> <p>八 変更後の来客が駐 車場を利用するこ とができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分まで</p> <p>九 変更前の荷さばき 施設において荷さ ばきを行うことが できる時間帯 午前五時から午後七時まで</p> <p>十 変更後の荷さばき 施設において荷さ ばきを行うことが できる時間帯 午前五時から午後十時まで</p> <p>十一 変更日 平成二十八年二月十六日</p> <p>十二 届出日 平成二十八年一月二十五日</p>	
--	--	--	--

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。